

岡山市公立学校講師等登録申込書

フリガナ 氏 名				性別	生年月日	昭和 平成	年 月 日	写真添付 1 4cm×3cm 2 脱帽 3 正面・上半身 4 6ヶ月以内撮影 令和 年 月 撮影
フリガナ					年齢	歳 (R9.4.1現在)		
現 住 所	〒 - 居住学区【 小学校区】 【電話 - - 】 【携帯 - - 】 【e-mailアドレス】							
上記以外の 連絡先	〒 - 【電話 - - 】			備考				
学 歴	高等学校	高等学校・高等専門学校					年 月 日卒	
	大学	大学	学部	学科			年 月 日卒	
		大学院	課程	専攻			年 月 日卒	
希望職種	1 講師(幼・小・中・高) 2 臨時養護教諭 3 臨時栄養教諭 4 臨時事務職員 5 岡山っ子スタート・サポーター 6 習熟度別サポーター 7 学校業務アシスト職員							
希望校種	幼稚園	小学校	中学校(教科:)	(教科:)	高等学校(教科:)	(教科:)		
希望順位								
希望勤務 形態	1 常勤 2 非常勤 3 どちらでもよい							
自家用車 通勤	1 可 (片道 分以内) 2 不可			運転免許証有効期限				
				年 月 日まで有効				
勤務開始 希望日	1 いつからでもよい 2 令和 年 月 日以降							
教員免許状	校種等		種類		教科等		取得(見込)年月	
	幼・小・中・高・特・養・栄		一種・二種・専修				年 月 取得・見込	
	幼・小・中・高・特・養・栄		一種・二種・専修				年 月 取得・見込	
	幼・小・中・高・特・養・栄		一種・二種・専修				年 月 取得・見込	
	幼・小・中・高・特・養・栄		一種・二種・専修				年 月 取得・見込	
	幼・小・中・高・特・養・栄		一種・二種・専修				年 月 取得・見込	
部活動	中学校		高等学校		大学		指導できる部活動	
自己PR							他県都市への講師登録	
							無・有()	
刑罰 処分歴 (懲戒処分及び罰金刑 以上の刑事罰の有無)	有無	年 月 日	刑罰・処分の内容					
	有・無							
職 歴	在 職 期 間			勤 務 先			職 名	
	~							
	~							
	~							
この申込書の記載事項は事実に相違ありません。また、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項並びに「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第2条第8項に規定する「特別性犯罪事実該当者」に該当しません。 令和 年 月 日 氏名(署名)								

※履歴は、大学卒業後から空白の期間がないようすべて記入してください。
※履歴欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

※

学校教育法

第九条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日 から三年を経過しない者
 - 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地方公務員法

第十六条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義) 第二条(略) 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。 - 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。) - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪 - 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を 差し向け、若しくは設置する行為 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。) - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの 附 則 (改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係) 第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。 - 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。 (懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係) 第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。	
---	--

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

- 内定連絡後に、次のいずれかに該当する場合には、内定を取り消します
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
 - 教育委員会から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
 - 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い教職員として不適格と教育委員会が判断したとき。
 - その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

同意する ☐

(別紙) 職歴欄が不足する場合のみ

職 歴	在 職 期 間	勤 務 先	職 名
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		
	. . ~ . .		

※履歴は、大学卒業後から空白の期間がないようすべて記入してください。